

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月25日

豊川市監査委員	武	田	久	計
同	鈴	木	篤	男
同	浦	野	隼	次

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

産業環境部清掃事業課

#### 2 監査の範囲

令和2年4月1日～令和4年2月4日

#### 3 監査の実施期間

令和3年12月8日～令和4年2月4日

#### 4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 財産の管理に関する事務について
- イ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

##### (2) 一般項目

- ア 公金の取扱事務について
- イ 随意契約に関する事務について
- ウ 契約全般に関する事務について
- エ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

## (2) 指摘事項

### ア 検討事項

豊川市ごみ対策事業推進交付金において、交付の対象となる町内会に対して活動報告の提出を求めている。当該交付金の交付申請書及び交付決定通知書は地域活動交付金と兼ねており、地域活動交付金は活動報告の提出を求めているため、活動報告の提出及び要綱の見直しについて、関係各課と協議し、検討されたい。

### イ 改善事項

以下の補助金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金の交付決定通知をもって補助金の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定に従い必要な事項について明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。

- ・豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金
- ・豊川キエーロ購入費補助金
- ・豊川市有価物回収事業補助金